



滋教委高第323号
滋教委特支第164号
滋教委保第106号
令和2年(2020年)3月17日

県立学校長様

県教育委員会事務局高校教育課長
(公印省略)
県教育委員会事務局特別支援教育課長
(公印省略)
県教育委員会事務局保健体育課長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する春季休業期間中の対応について(通知)

このことについて、学年末休業および学年始休業(いわゆる春季休業)の期間における留意事項を下記のとおり取りまとめたので、内容を確認のうえ、適切に対応されるよう願います。

なお、下記の内容については、現時点での判断であり、新型コロナウイルスの感染症拡大の状況によっては、時期や内容の見直しをすることがあることを申し添えます。

記

1 春季休業中の登校日の設定について

- ・3月25日以降に、新年度の準備等のため登校日を設ける場合、学年やクラスを日時などで分けたり、時間短縮をしたり工夫する。
- ・感染症拡大防止対策(登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い・手指の消毒・うがいの実施、部屋の換気等)を生徒に十分指導する。
- ・なお、特別支援学校の登校日を設定する場合の詳細については、別途通知する。

2 春季休業中の部活動について

- ・3月25日以降に部活動を実施することについては、感染症拡大防止対策(登校日の朝の検温、マスクの着用、手洗い・手指の消毒・うがいの実施、部屋の換気等)を十分とったうえで、校内における活動に限定して実施することができる。
- ・この場合においても、合宿や遠征、県内外の他校との練習試合や合同練習、演奏会や展覧会等については中止または4月8日以降に延期するものとする。
- ・詳細は別紙の添付資料に基づくものとする。